

タクシー業務適正化特別措置法施行規則第3条の2第1項  
及び第14条の2の規定に基づく認定講習

1 講習を実施する単位地域の名称

宮崎県

2 講習を実施する組織に関する事項

本部事務所 名称 宮崎県タクシー登録センター  
住所 宮崎市本郷北方字鶴戸尾2735-24

タクシー登録センター

センター長 (一社) 宮崎県タクシー協会 会長  
事務管理者 (一社) 宮崎県タクシー協会 専務理事  
事務職員 (一社) 宮崎県タクシー協会 職員  
々 (一社) 宮崎県タクシー協会 職員  
講師 2名  
外部講師 15名

3 講習の実施場所に関する事項

(1) 本部事務所 宮崎市本郷北方字鶴戸尾2735-24  
一般社団法人宮崎県タクシー協会内 2階 会議室

【実施講習の別】

- ・タクシー業務適正化特別措置法第7条第1項第3号に規定する講習（新規講習）
- ・タクシー業務適正化特別措置法第18条の2に規定する講習（命令講習）

(2) 認定要領 第5 2. の講習を実施する場合は、必要に応じて、会場、講師、日時を指定し、協会のHPに掲載することにより周知を図る。

【実施講習の別】

- ・タクシー業務適正化特別措置法第7条第1項第3号に規定する講習（新規講習）

4 講習の科目及びその時間に関する事項

- ・講習の科目ごとの内容及び時間 . . . . . 別紙（4）のとおり

(1) 講習の日程に関する事項

- ・週又は月毎の実施回数、実施曜日

実施回数 毎月1回開催

実施曜日 毎月第3火曜日とその翌日の二日間

講習に関する年間の実施計画 . . . . . 別紙（5）のとおり

(2) 講習の効果測定に関する事項 . . . . . 別紙（6）のとおり

5 経理的基礎に関する事項 . . . . . 別紙（7）のとおり

6 個人情報の管理に関する事項

・ 個人情報を他に利用及び漏洩しない旨の宣誓書 . . . . . 別紙（8）のとおり

7 その他必要と認める事項

（1） 「タクシー業務適正化特別措置法施行規則第3条の2第1項及び第14条の2に規定する講習の認定要領等について（国自旅第77号 平成27年7月14日）」

（以下、認定要綱という。）第5-2. に掲げる都市部以外の講習

イ 講習を実施する営業区域

小林市・えびの・串間市・西都市・西臼杵郡・東臼杵郡・西諸県郡・児湯郡・

ロ 講習の実施体制

・ 必要に応じて、事前に、講習日時、会場、講師を指定し、協会のHPに掲載することにより周知を図る。

・ タクシー業務適正化特別措置法第18条の2に規定する講習は行わない。

（2） 認定要綱 第7 附則（平成27年7月14日国自旅第77号）3 に掲げる新規講習の委託講習

イ 委託の内容

「法令・安全」に関する新規講習の全部

ロ 委託する者の一覧

県内全事業者

## 【講習の科目ごとの内容及び時間】

科 目	講習の内容	講習時間
① 法令	○関係法令に関する知識 ・道路運送法 ・タクシー業務適正化特別措置法 ・道路交通法 ・道路運送車両法	2時間以上
② 安全	○地域における交通事故の発生状況に関する知識 ○タクシーの特殊性、地域の交通事故発生状況を踏まえた運転等の技能及び知識 ○交通事故の防止、事故発生時の措置に関する技能及び知識 ○過労運転の防止等、健康管理に関する知識 ○運輸安全マネジメント等、タクシー運転者として特別に注意すべき事項	3時間以上
③ 接遇	○タクシー運転者としての基本的な心構え、接遇に関する知識 ○タクシー車両に搭載する装置等の取り扱いに関する知識 ○バリアフリー対応 ※このうちバリアフリー対応に関しては、実技講習を原則として、止むを得ずこれができない場合には、ビデオの映像等による講習を実施するものとする。	3時間以上
④ 地理	○主要な道路、地名、建造物、公園、駅等多数の者が利用する施設に関する知識 ○運行頻度が高い区間における適切な経路に関する知識 ○自動車交通の渋滞が発生する頻度が高い地点及び当該地点における渋滞を回避する経路に関する知識	3時間以上

## 毎月第3火曜・水曜日

年 度	年 月	火 曜	水 曜
27年度	H27.10.	20	21
	H27.11.	17	18
	H27.12.	15	16
	H28.01.	19	20
	H28.02.	16	17
	H28.03.	15	16
28年度	H28.04.	19	20
	H28.05.	17	18
	H28.06.	21	22
	H28.07.	19	20
	H28.08.	16	17
	H28.09.	20	21
	H28.10.	18	19
	H28.11.	15	16
	H28.12.	20	21
	H29.01.	17	18
	H29.02.	21	22
	H29.03.	21	22

へ. 【講習の効果測定に関する事項】

(1) 実施時間及び実施方法

「法令」、「安全」、「接遇」及び「地理」の各科目の講習時間のうち、それぞれ15分実施する。ただし、講習認定要綱の第5 2.(2)①により「地理」の科目の講習時間を短縮した場合にあっては、当該科目については10分実施する。

(2) 問題の出題方法

講習に使用したテキスト(以下「講習テキスト」という)から回答を得ることができる○×問題を、1科目あたり10問以上出題する。ただし、講習認定要綱の第5 2.

(2)①により「地理」の科目の講習時間を短縮した場合にあっては、当該科目については5問以上出題する。

(3) 実施時期

各科目の講習ごとにその終了前に実施することを基本とし、全科目の効果測定を最後にまとめて実施することも出来る。

(4) 問題の出題及び採点を行う体制

講習責任者及び事務担当者が行う。

(5) その他

効果測定実施中は、講習テキストの閲覧は認めない。

【講習終了の判断基準】

(1) 効果測定の正答率が70%以上の場合

(2) 効果測定の正答率が60%以上70%未満であって、補講(※1)を受講した場合

(3) 効果測定の正答率が60%未満の場合は、上記(1)及び(2)に該当するまで、効果測定を繰り返して実施する。

※1 補講は、講習テキストを使用して30分以上の講習とする。

## 経理的基礎に関する事項

## ◎ 研修事務に係る手数料算出の考え方について

- 1 研修事務等に係る手数料で賄うべき経費を算出する。
- 2 研修についての受講者人数を予測する。
- 3 研修事務等開始後、5年間（平成31年度末）の総額を見越して設定する。

## 1 研修事務等に係る手数料で賄うべき経費の算出について

- ・初期費用として（初年度）・・・総額 270,000円
  - 内訳) プロジェクター一式購入費 1台 150,000円
  - パソコン購入費 1台 100,000円
  - 地理講習用市販地図購入費 10冊 20,000円
- ・継続費用として（4.5年間）・・・総額 2,446,200円
  - 内訳
  - 事務委託費 月 25,800円（担当者給与の10%相当）
  - 会計ソフト等リース 月 5,000円
  - 講師料 1回当たり 12,000円
  - テキスト費用 一人当たり 500円
  - その他消耗品 一人当たり 500円

講習の開催を月1回とした場合に、平成31年度末までの  
必要経費は、2,716,200円である。・・・（イ）

## 2 研修についての受講者人数の予測について

平成27年1月に実施した新規乗務員調査により

平成23年度新規採用乗務員数 61名

平成24年度新規採用乗務員数 67名

平成25年度新規採用乗務員数 46名

となっているが、年々減少の一途である。

従って、今後5年間の平均の新規乗務員については、年間30名を見込むこととし、平成31年度末まで（実質4年半）の新規乗務員については、

135名を予測することとする。・・・（ロ）

## 3 研修事務等開始後、5年間（平成31年度末）を見越して設定することについて

（イ）÷（ロ）＝20,120.0円となるので、  
一人当たり受講料は、20,000円とする。

別紙（8）

平成27年8月13日

宣 誓 書

九州運輸局長 殿

宮崎市本郷北方字鵜戸尾2735-24

宮崎県タクシー登録センター

一般社団法人宮崎県タクシー協会

会長 吉本 悟朗

宮崎県タクシー登録センターは、今般の講習の認定に当たり、当該講習事務に際して入手する個人情報を他への利用及び漏洩しないことを宣誓するとともに、当該講習事務にかかる個人情報の管理については、国土交通省所管分野における個人情報に関するガイドライン(平成24年国土交通省告示第363号)に準じて適切に取り扱います。